

通達

令和2年3月19日

公益財団法人日本少年野球連盟

会長 中谷 恭典



記

当連盟では3月12日付通達で3月20日（金）までを自粛期間と定めていました。しかし、本日の全国ブロック長会での審議を踏まえて3月20日（金）から練習自粛を解除いたします。

但し、以下の事項を必ず順守してください。

- ①試合、及び試合形式の練習は禁止する。
- ②練習はチーム指導者立ち合いのもと、保護者が同意した選手で行い、参加や服装は強制しない。
- ③グラウンドに来る全ての者は、全員自宅で検温し、チームは記録に残す。発熱（37.5度以上）や咳などの症状があるなど体調不良の選手、保護者、家族、チーム関係者はグラウンドへの立ち入りを禁止する。同居者に同様の症状がある者も同じく立ち入りを禁止する。
- ④グラウンド入場時やトイレ後の手洗い及び定期的なうがいを励行する。チームは手洗いのハンドソープ、出来れば消毒用アルコールを常備する。
- ⑤接触感染予防のため、金属バットやヘルメット等を多人数で使う場合は、都度消毒する。
- ⑥密閉空間（室内）での練習、ミーティングなどは行わない。
- ⑦保護者やその家族、チーム関係者は、グラウンドにいる間、マスクを着用する。
- ⑧保護者やその家族、チーム関係者は、お互いの、あるいは選手との会話時に、2メートルほどの距離を開け、大きな声を出さずに飛沫感染予防に努める。
- ⑨保護者やその家族は、選手の送別以外、グラウンドに不要な滞在をしない。
- ⑩国、都道府県や各市など行政からの禁止令があれば優先して速やかに従う。

以上